

結成20周年  
新たな大躍進  
に向け出発!

# 日刊動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合  
〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043 (222) 7207 番  
99.12.18 No. 5064

## 声 明

(一)

いわれなくJR「採用」を拒否され、二度にわたる不当解雇を強制された組合員の当然の請求を棄却した本日の最高裁判決は、「国鉄再建」に名をかりた国家ぐるみの不当労働行為を是認して社会正義をふみにじり、労働基本権を空文に等しいものとする暴挙である。われわれは、満腔の怒りを込めて反動判決を弾劾する。

(二)

判決は、「原審の適法に確定された事実関係に違法はない」と主張するが、そもそも裁判所は、一審から上告審まで事実調べを一切拒否しつづけた。ただ一人の証人調べすら行われていないのだ。審理を尽くすこともなく下された本日の判決は、国鉄労働運動の解体に向けた国家権力の意志に貫かれた、裁判の名にもあたらない政治的偽善である。

(三)

また判決は、① 国鉄改革法に定められた採用候補者の名簿に記載されなかった者に労働契約関係が存在する理由はないとして、不当労働行為意思のもとに作成された名簿の瑕疵について何ら言及しないまま「採用」差別を追認し、② 法的拘束力のある基本計画に定められた定員すら無視して「採用」差別を行ったことをも適法と是認し、③ 杉浦旧国鉄総裁がJRの設立委員を兼ねていたことをはじめ、国鉄とJRの明白な一体性を無視して、設立委員の不当労働行為、違法行為を否定した控訴審判決を追認している。

真実を偽造するこの判決は、採用差別事件の行政訴訟に対する昨年の東京地裁5・28判決につづく歴史的暴挙である。

(四)

ILOは11月18日、日本政府に対して、労働委員会の命令を否定した東京地裁5・28判決が、裁判所も含めて遵守すべき第98号条約に反するものであることを指摘した勧告を行っている。最高裁は、ILO勧告にあえて挑戦するかのようによ本日の判決を下したのだ。まさにあらゆる意味において政治的判断であると言わざるをえない。

(五)

改めて言うまでもなく、国鉄の分割・民营化は、戦後労働運動の大転換—解体を狙うきわめて大がかりな攻撃であった。今日、国鉄のみならず、同様の方法で全産業の労働者の権利が破壊され、膨大な首切りが横行している。われわれの闘いは今、動労千葉12名、全国1047名の解雇撤回を求める闘いであるばかりではなく、全ての労働者の未来をかけた闘いとなっている。

われわれは、この政治的的反動判決を弾劾し、本日を新たな出発点として、解雇撤回・原職復帰の日まで闘いをさらに強化する決意である。

1999年12月17日

国鉄千葉動力車労働組合

われわれは解雇撤回の日までさらに闘いを強化する!

最高裁の政治的  
反動判決  
—上告棄却を弾劾する!  
!